

送配電部門の情報公表マニュアル

北海道電力株式会社

送配電部門の情報公表マニュアル

平成16年12月22日制定
平成17年 4月 1日施行
(所管) 工 務 部

(目 次)

1 . 基本方針	1
2 . 適用範囲	1
3 . 用語の定義	1
4 . 情報の公表	1
5 . 情報の保護	1
別紙 1 保護すべき情報 (特別高圧)	3
別紙 2 保護すべき情報 (高圧)	4

送配電部門の情報公表マニュアル

このマニュアルは、当社の送配電部門（以下、「送配電部門」という。）が、電力システムを利用するすべての事業者および需要者に対して、公平性・透明性を確保することを目的とし、送配電部門における電力システムの利用に役立つ情報（以下、「情報」という。）の公表について具体的事項を定める。

1．基本方針

送配電部門は、公平性・透明性の確保の原則に基づき、正確な情報の公表を行い、求められる情報の公表に誠実に対応する。

2．適用範囲

このマニュアルは、送配電部門による情報の公表に適用する。

3．用語の定義

このマニュアルに使用する主な用語の定義は、次による。

- (1) 「公表」とは、「公開」、「開示」および「提示」の総称をいう。
- (2) 「公開」とは、一般に公開されているホームページや配布物等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- (3) 「開示」とは、対象者を限定して情報を提供することをいう。
- (4) 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、情報セキュリティを確保のうえ、個々に示し説明することをいう。

4．情報の公表

- (1) 送配電部門は、表1「送配電部門が公表する情報項目、公表窓口、公表の手段、公表の対象者および公表時期」に定める情報を公表する。
- (2) 送配電部門は、表1の「(a)送配電部門の系統ルール」について、決定または変更した場合、すみやかに当社のホームページで公開する。
- (3) 送配電部門は、情報公表にあたって「5．情報の保護」で定める事項に留意する。
- (4) 送配電部門は、情報の提示を求める個々の要請について、提示できない場合、その理由を説明する。

5．情報の保護

- (1) 送配電部門は、別紙1・別紙2の「1．第三者情報および保安上公表できない情報」について、公表しない。
- (2) 送配電部門は、別紙1・別紙2の「2．電力システムの利用に供する情報のうちセキュリティに配慮を要する情報」について、系統連系を検討している事業者から系統利用検討の目的のために情報公表の要請があった場合、要請者の身元および使用目的の確認等を行い、保有している情報をセキュリティ確保に留意のうえ、当該要請者に原則として提示する。

なお、当該情報の第三者への漏洩または目的外の使用により、電力の安定供給に重大な影響を与える可能性のある場合または送配電部門の業務運営に支障が生じる可能性のある場合は、当該要請者と協議

のうえ、必要に応じて以下の措置を行う。

a. 秘密保持誓約書の提出

送配電部門は、要請者に対して「知り得た提示情報は、系統利用検討の目的のためにのみ使用し、その他の目的に使用しないこと、および第三者に当該情報を提供しないこと」について提示要請内容、要請者の身元、および使用目的を記載した秘密保持誓約書を提出させる。

b. その他必要と判断される書類の提示

要請者の身元確認のため「印鑑証明書」等の提示を求める。

表1 送配電部門が公表する情報項目、公表窓口、公表の手段、公表の対象者および公表時期

公表区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	(a)送配電部門の系統ルール ・系統計画策定マニュアル ・系統アクセスマニュアル ・系統運転・操作マニュアル ・需給・周波数調整マニュアル ・系統電圧潮流調整マニュアル ・停電作業手続き運用マニュアル ・連系線等の運用マニュアル ・配電設備の形成・運用マニュアル ・送配電部門の情報公表マニュアル	-	当社のホームページ	すべて	決定および変更の都度
提示	(b)送配電線等の事故状況 1 (設備名,発生時刻,復旧状況,原因)	2	電話による説明等	要請者	その都度
	(c)系統アクセス情報 別紙1の2項および 別紙2の2項	・特定規模電気事業を営む者の場合,工務部電力託送センター ・上記以外の場合,本店,支店,支社または営業所にて受け付けし,送配電部門にて対応	窓口での説明等	要請者	その都度

1 送配電線等の事故状況については、社会的影響の大きな停電事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて、報道機関等に公表する場合がある。

2 公表窓口

要請者	特別高圧の窓口	高圧(33kV配電線を含む)の窓口
特定規模電気事業を営む者	工務部電力託送センター	
発電者・需要者	給電協定書または給電申合せ書に定める箇所	管轄の支店,支社または営業所 ただし,系統運用に係わる指令・操作の場合は,配電線連系協定書または操作申合せ書に定める箇所

別紙1 保護すべき情報（特別高圧）

1. 第三者情報および保安上公表できない情報

(1) 第三者情報

第三者とは、当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいう。

a. 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの

個々の事業者の事業状況

- ・電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・燃料調達・消費状況
- ・需要動向（分布）、需要実績
- ・売上情報等競争に影響を与える情報 等

b. 第三者において、社会通念上、公表しないとされているもの

私契約の内容や顧客情報等、守秘が必要と考えられる情報

- ・契約者名、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

(2) 保安上公表できない情報

- ・国家的行事等における電力流通設備の保安体制および電力供給状況 等

(3) 送電部門において、社会通念上、公表しないとされているもの

2. 電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティに配慮を要する情報

目的外の使用で、系統保安の確保上、支障があると考えられる情報

(1) 当社管轄制御エリアの送電系統図（送電容量、バンク容量）

(2) 当社管轄制御エリアの予想・実績潮流図

(3) 当社管轄制御エリアの作業停止計画・作業実績

(4) 当社管轄制御エリアの系統技術に係わる諸データ

- ・設備定数（送電線・変圧器の電圧やインピーダンス）、短絡容量、系統保護継電器の設置状況 等

(5) 当社管轄制御エリアの送変電設備計画

(6) 当社管轄制御エリアの停電実績 等

別紙2 保護すべき情報（高圧）

1. 第三者情報および保安上公表できない情報

(1) 第三者情報

第三者とは、当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいう。

a. 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの

個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布）、需要実績
- ・ 売上情報等競争に影響を与える情報 等

b. 第三者において、社会通念上、公表しないとされているもの

私契約の内容や顧客情報等、守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者名、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

(2) 保安上公表できない情報

- ・ 国家的行事等における電力流通設備の保安体制および電力供給状況 等

(3) 配電部門において、社会通念上、公表しないとされているもの

2. 電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティに配慮を要する情報

目的外の使用で、系統保安の確保上、支障があると考えられる情報

(1) 当該配電線の配電系統図（送電容量、バンク容量）

(2) 当該配電線の予想・実績電流

(3) 当該配電線の系統技術に係わる諸データ

- ・ 設備定数（配電線・変圧器の電圧やインピーダンス）、短絡容量、系統保護継電器の設置状況 等

(4) 当該配電線の配電設備計画

(5) 当該配電線の停電実績 等